

第32回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年7月10日午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所会議室

3 出席者

(委員)

海老瀬敏正，川崎友巳，齊藤真紀，塩田展康，内藤和世，西山明己

三木澄子，村上和也，藪内直治，小林務，小久保孝雄，和田真

(事務担当者等)

梅村明剛，堀内照美，志賀隆士，藤木義裕，吉田義一，藤本昌彦

磯部叔浩，後藤卓司

4 議題

民事裁判の迅速化について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 議事

ア 民事裁判の迅速化について説明

イ 意見交換

《発言者：■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

■ 民事裁判の迅速化について御説明させていただいたが，委員の皆様それぞれの立場から，民事裁判の審理期間について率直な感想をお伺いしたい。

○ 1人の裁判官はどれくらいの裁判をかかえているのか。

□ 京都地方裁判所で通常事件を担当している裁判官についてみると，単独事件で約200件，それに加えて合議事件は，各部によって異なるが，大体50件から60件である。

労働事件を担当している私の例で言えば，裁判官が1人で行う単独事件は約190件から約200件，それに加えて裁判官3人で行う合議事件は約50件から約60件である。

○ 裁判官は，約200件の事件を担当していると頭の中がこんがらかることはないか。

■ 約200件を担当していると言っても，審理に時間のかかる複雑困難な事件もあれば，当事者の一方が欠席するなどしてほとんど審理をすることなく，判決に至る事件もあるので，頭がこんがらかることはない。

○ 裁判官がじっくり考えられる状況や審理できるような体制作りが必要ではないか。

- IT関係及び建築関係といった専門性の高い事件だけを担当する裁判官はいるのか。
- 裁判所の規模によって違う。大規模の裁判所（東京，大阪）は医療事件，建築事件などを担当する専門部があり，専門性の高い事件だけを担当している裁判官がいる。一方，小規模の裁判所では，一般事件と専門性の高い事件の両方を担当しているが，専門性の高い事件は多くはない。

京都地方裁判所に専門部はないが，交通事件，労働事件，行政事件を集中して担当する部がある。これらの部では一般事件を一部担当している。
- 現在の公立学校の教員の勤務実態として，教員の中には自宅に仕事を持ち帰る者，休日出勤をする者もあり，オーバーワークにならないかと心配をしている。裁判官の仕事と比較できるものではないが，裁判官は大変だなと実感している。
- 裁判官は法廷がある日までに事件記録を読み，審理が終わると判決を書くが，これら以外の仕事も多くあり，自宅に持ち帰っていると聞いたことがある。
- 民事事件は問題点が類型化されたものも多くあり，皆様が思っているほど大変ではない。
- 最近の若い裁判官は，遅くまで残ったり，休日の登庁をしているようで，あまり家には持ち帰っていないようである。

- 依頼者から裁判の審理期間について質問を受け、最低でも1年程度はかかるかと答えると大抵は驚かれる。

裁判では、裁判官にきちんと話を聞いてもらい、事実を把握してもらうことが大切であり、民事裁判の迅速化を意識しすぎることによって裁判が拙速化してはいけない。

- 民間企業で働いているが、顧客の権利意識の高まりを感じる。権利意識の高まりにより、今後、民事事件は増加していくのではないかと。

裁判官の人数を増やし、裁判官1人当たりの担当する事件数を減らせば、民事裁判の迅速化が図れるのか。それとも、事件が複雑困難なために裁判官の担当する事件数を減らしても迅速化は難しいのか。難しいのであれば、調停、ADR、司法センター、紛争解決センターを積極的に活用し、裁判官の手をわずらわせないようにすれば、民事裁判の迅速化が図れるのではないかと。

- 医事紛争は減っていないが、医療訴訟は減少している。医療訴訟の審理期間は、長いものと短いものとの差が大きくなってきた。その要因は患者側にも病院側にもある。ここ10年で審理期間が短くなった要因は、損害保険会社の損害賠償責任保険が充実したこと、損害保険会社が医療訴訟を弁護士に依頼するようになったことで和解に至るケースが多くなったことである。一方、非常に長期化する医療訴訟は、死亡等により損害額が大き

くなったり、マスコミに取り上げられるような社会問題化した事案で判決を求められる場合である。医療訴訟の件数減少や審理期間の短縮に一番寄与したのは賠償責任保険が使用しやすくなったことだと感じている。

- 損害保険会社の損害賠償責任保険が充実したことで、早い段階で和解が成立し、医療訴訟の早期解決に繋がっている。また、医療事故調査委員会の報告書は非常に有力な証拠であり、医療訴訟の迅速化に寄与している。

確かに長期になるものと短期で終わるものとの二極化構造になってきており、医療訴訟の迅速化と適正化のバランスを図る必要がある。

- 判決で終わる事件、和解で終わる事件というように事件の重たさで分けていけば、事件によっては審理期間を短縮することができ、民事裁判の迅速化が図れるのではないか。

- 平成24年統計では、第一審で終わった事件のうち、和解で終わった事件は3割強、取下は2割であり、半分以上が判決に至っていない。

- 判決に至る5割弱の事件の中には、当事者の欠席により証人調べをすることなく終結する事件も相当数含んでいると実感している。

- 受任した事件のうち、判決で終了するものと和解で終了するものは半々位である。

- 医事紛争は当事者間での話し合いによる解決が訴訟になるより圧倒的に多くなっている。

- 民事裁判の迅速化が進まない理由が事件の複雑困難化と考えるなら、例えば、裁判官のサポート態勢を充実させてはどうか。外国の裁判官のようにクラーク制度を導入するなどしてはどうか。

また、京都地方裁判所の審理期間については、争点をデータ化したり、情報分析してみてもどうか。

- 裁判所は多くの期待に応える工夫をし、これが民事裁判の迅速化に繋がっている。

専門家の目から見ても、裁判官は専門性の高い事件であっても妥当と認められる判決レベルを確保している。また、当事者の納得も得ることができている。しかし、これら全て両立させ、全ての期待に応えるのは非常に負担が大きい。どこかで妥協しないと民事裁判の迅速化は根本的に解決しないのではないか。

社会的関心の高い事件は裁判に真相解明を期待しているが、裁判は法的責任の所在を明らかにする場であり、これらを一つの裁判で解決するには無理がある。裁判官は多くの期待に応えようと考え過ぎなくても良いのではないか。

- 裁判官の人数を増やせば、裁判官1人当たりの事件数の負担が減少し、民事裁判の迅速化が図れるのではないか。また、争点を整理すれば証拠調べもやりやすくなるし、早期和解もしやすくなる。

- 企業間での民事訴訟は増加している。裁判所は民事訴訟の増加に備えて、インフラ整備や、人的整備をする必要があるのではないか。経団連も裁判所予算、公的機関拡充が必要であると言っている。また、幅広い社会経験の豊富な裁判官が多く必要とされているのではないか。

民事裁判の迅速化は、適正な裁判の実現を考えて取り組む必要がある。

- 本日は、貴重な御意見を多くいただき御礼を申し上げます。皆様からいただいた御意見は、今後の民事裁判の迅速化に活かさせていただきたい。

ウ 次回のテーマ

利用しやすい簡易裁判所

エ 次回開催日

平成27年12月8日（火）